

議案第97号

東近江市セーフティネット資金等利子補給基金条例の制定について

東近江市セーフティネット資金等利子補給基金条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市セーフティネット資金等利子補給基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大により経営の安定に支障が生じている市内中小企業者の経営の安定及び発展を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、東近江市セーフティネット資金等利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、その年度の予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度一般会計予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営の安定に支障が生じている市内中小企業の経営の安定及び発展を図るために交付する利子補給金に必要な財源を確保するため、基金を設置したく、本議案を提出するものである。